

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
24年 第9号	24.3.22	<p>建築基準法第48条但し書き許可申請にかかる手数料の免除等を求める陳情</p> <p>昨年、国土交通省が実施した調査によると、全国で14,000ヶ所を超えるクリーニング所が建築基準法（以下「法」という。）第48条で規制されている用途制限地域内で操業している実態が明らかになった。</p> <p>このように法に抵触した状態のクリーニング所が多数存在していた背景には、法規制の指導もなくそのものをクリーニング事業者が知っていなかったなどの事由が複数存在していた。</p> <p>この法は戦後間もない昭和25年に制定されたもので、その時代の店舗に使われた材料と、今日の建築材料とでは防火面でかなり進んでいる。機械類も同様に当時のものから比べると、性能だけでなく安全面でも進化している。消防法・火災予防条例に従って所轄の消防署長へ届出をして認められており、建築基準法に違反しているとは認識していない業者が大半であるのが現状である。</p> <p>現行の法令に違反している実態が明らかになり、かつ近隣住民の方々に対する安全対策が十分達成できていないという専門家のご指摘を踏まえ、私たちクリーニング業界は国土交通省が取りまとめた安全対策にかかる技術的基準に基づく改善策を適宜実行していく所存である。</p> <p>しかし、安全基準に適合する施設・設備に改善するため数十万円～百万円程度の費用が必要なのに加えて、申請に必要な書類を揃えた上で手数料を納入するのに、更に数十万円も掛る実態がある。これら費用負担は、クリーニング事業者の大半を占める家族経営を中心とした零細業者には過重なものである。</p> <p>上記要件を満たし継続営業が可能となるクリーニング事業者はほんの一握りになることが推定される。このままでは国民の公衆衛生の向上に貢献するという社会的使命を担っているクリーニング所の大半は、廃業に追い込まれることになってしまう。更に、さきの震災により大きなダメージを受けており、機械の破損、壁の修復、屋根の補修など経費がかかっているのが現状である。総務省の統計によれば、勤労者世帯の支出が13.5%の減少となっており、非常に厳しい売上状況である。</p> <p>一部地域では首長判断等により、既に申請手数料の免除、手続きの軽減化等を採択したところもある。中小零細なクリーニング事業者が、過重な負担なく継続</p>	<p>茨城県クリーニング生活衛生同業組合 理事長 森本 久夫 外6名</p>	<p>土木企業</p>

して操業が可能となるよう、下記の事項について、強く陳情するものである。

記

- 1 建築基準法第 48 条（用途制限地域）但し書き規定に基づく例外許可申請を行う既存クリーニング事業者について、申請手数料の免除をお願いしたい。
- 2 建築基準法第 48 条（用途制限地域）但し書き規定に基づく例外許可申請の手続き負担の軽減をお願いしたい。

※ 建築基準法第 48 条に規定されている用途制限区域内において、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場が多数存在している実態が明らかになったが、大半の事業者は同法に違反している認識のないまま数十年にわたって操業してきている。

このことについて、国土交通省より一定の安全対策を講じた事業所については同条但し書きによる例外許可が可能であるとの方針が出されているが、手続き上のハードルが高く、肝心の安全対策の実行が遅れるばかりか、手続き上の問題から廃業を選択する事業者も多数出ることが懸念される状況にある。